1. 「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」の改定について

近年、幼児期の教育の重要性への認識が、ますます高まるなか、国において、平成29年3月、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂が行われると共に「保育所保育指針」が改定されました。これらの改訂等のなかで、子どもに育みたい資質・能力である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性」の三つの柱が、幼児期から18歳までを見通して系統的に示されました。

幼児教育においては、これら三つの資質・能力を、遊びを通して総合的な指導を行う中で 育みますが、小学校以降では、教科指導で育むことになります。これまで大切にしてきた幼 小連携の視点に加え、教育課程を含んだ接続の視点が大きく取り上げられることになります。 幼児期の学びを児童期につないでいくことが、これまで以上に求められています。

現在、堺市においては、約9割の子どもたちの幼児教育が私立・民間の幼児教育保育施設で担われています。

このような状況を踏まえ、改定においては、公立幼稚園、公立幼保連携型認定こども園、私立幼稚園、民間幼保連携型認定こども園から教育保育に携わる実践者が参加し、公民、また、幼児教育保育施設の種別を越えて、子どもたちの姿と教育・保育のあり方について話し合い、掲載する事例等の検討を進めました。

幼児教育堺スタンダードカリキュラムの改定

未来をつくる堺教育プランの【めざす子ども像】と、新幼稚園教育 要額の【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】をもとにして、堺 市の幼児教育として大切にしたい学びの姿を考えた。特に接続期に おける育ちと学びの連続性に着目し、【接続期に大切にしたい5つ の生活と遊び】とした。

未来をつくる堺教育プラン めざす子ども像

前幼児教育堺

カリキュラム

新幼稚園教育要領 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- (1) 健康な心と体 (2) 自立心 (3) 協同性 (4) 道徳性・規範を識の芽生え
 - (5) 社会生活との関わり (6) 思考力の芽生え
 - (7)自然との関わり・生命競量 (8)數量・図形、文字等への関心・感覚
 - (9) 宣賞による伝え合い (10) 豊かな感性と表現

改定にあたっては、懇話会において広く有 識者の意見をお聞きし、WGにおいて幼児教 育実践者(公立幼稚園・幼保連携型認定こと も園、私立幼稚園・民間こども園)による事 例検討等を中心に改定作業を進める。 また、文部科学省中央教育憲議会委員等を 務める白種大学大学院無線隆持代教授の指導

・また、英型科学人事出無難屋養養養養の養養 務める白梅大学大学院無藤屋養養養養の養養 も受ける。 接続期に大切にしたい 5 つの生活と遊び

> 新幼児教育堺スタンダード カリキュラム

2. 「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂並びに「保育所保育指針」の改定(以下「改訂等」と表記)について

(1) 改訂等の基本方針

今回の学習指導要領等の改訂は、中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行われました。

- ① 今回の改訂の基本的な考え方
 - ア 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供 たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開か れた教育課程」の実現
 - イ 知識の理解の質を更に高めた確かな学力の育成
 - ウ 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実による豊かな心や健やかな体の育成
- ② 育成を目指す資質・能力の明確化
- ③ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- ④ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
- ⑤ 言語能力の確実な育成、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実などに ついての教育内容の充実

幼稚園教育要領も前述の基本方針に則って、改訂が行われました。また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針においても、3歳以上のねらい及び内容についてこれまで以上に整合性が図られ、国における3施設の要領と指針に係る改訂等が、初めて同日に告示され、施行されることになりました。

- 3つの施設において重視することとして、以下のことが挙げられました。
- ○基本原則は「環境を通して行う」ものであること。
 - ※環境とは物的な環境だけでなく、人や物、自然事象などを含めた周りの環境全て ※計画的に環境を構成することが求められる
- ○生きる力の基礎を育むため、資質・能力を育むこと。
- (1)豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、 人間性等」
- ○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にして取り組むこと。
- ○小学校教育との接続をより円滑にすること。

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする 学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる 思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、 社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質·能力を踏まえた 教科·科目等の新設や目標·内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共(仮称)」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造 的に示す

学習内容の削減は行わない。

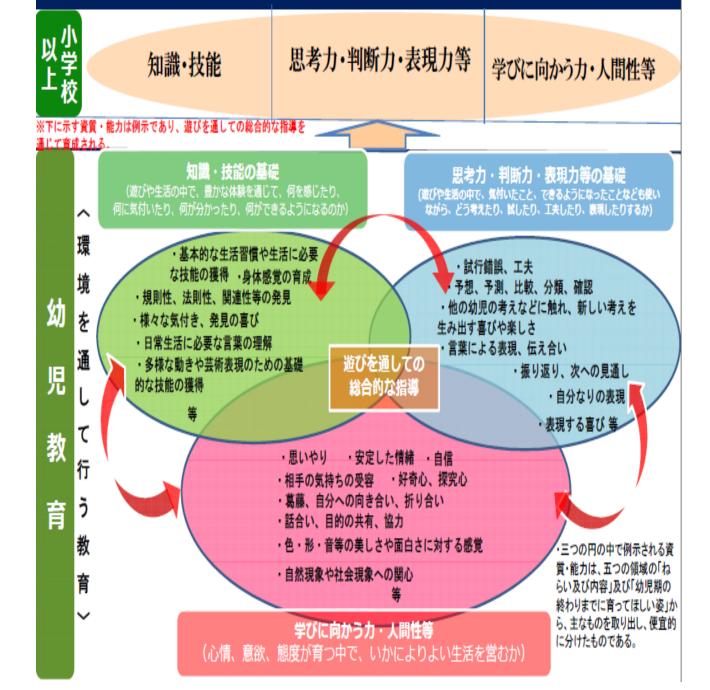
どのように学ぶか

主体的·対話的で深い学び(「アクティブ・ ラーニング」)の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質 の高い理解を図るための 学習過程の質的改善





幼児教育において育みたい資質・能力の整理

文部科学省 幼児教育部会における審議のとりまとめ(平成28年8月26日)より

資料1

○これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的 な指導を行う中で、一体的に育んでいくことが重要。

今改訂・改定でも変わらない基本的な考え方

環境を通して行うものであること

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
 - 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本

乳幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する目的及び第9条に掲げる目標を達成するため、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

幼稚園教育要領

第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、<u>幼稚園教育は、</u>学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、<u>幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う</u>ものであることを基本とする。

保育所保育指針

第1章 総則

- 1 保育所保育に関する基本原則
 - 保育所の役割
 - イ <u>保育所は、</u>その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する 職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ 、<u>保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うこと</u>を特 性としている。
- ※環境とは物的な環境だけでなく、人や物、自然事象などを含めた周りの環境全て
- ※計画的に環境を構成することが求められる

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 中央説明会資料)より

(2) 幼児教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 教育を通して子どもが身に付けようとする事柄の中核を資質・能力と呼びます。幼児 教育において具体的には、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」 「学びに向かう力、人間性等」が育みたい資質・能力となります。

「知識及び技能の基礎」

豊かな体験を通じて、幼児が自ら感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりすること

「思考力、判断力、表現力等の基礎」

気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、 工夫したり、表現したりすること

「学びに向かう力、人間性等」

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすること

これらの資質・能力は、「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」(以下「幼稚園教育要領等」という。)で示されるねらい及び内容に基づいて、各幼児教育施設が幼児の発達の実情や幼児の興味・関心等を踏まえながら展開する活動全体によって育むものです。

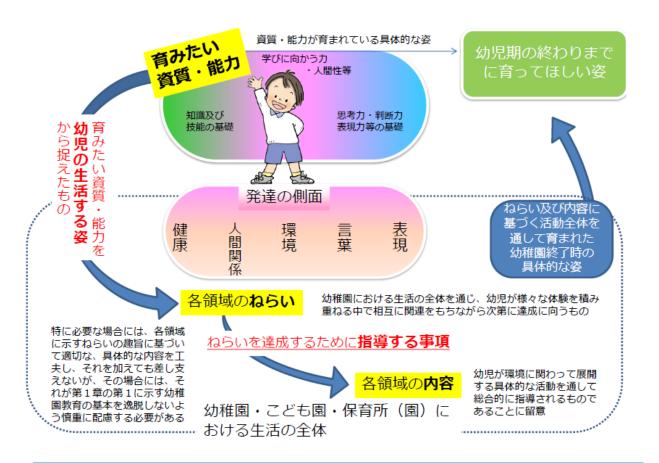
実際の指導場面においては、遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育むように努めることが重要です。

幼児期は諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していきます。各幼児教育施設においては、あらためて教育課程の編成等を図ることが求められます。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」とは、幼稚園教育要領等に示されたねらい 及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の各幼児教育施設修 了時の具体的な姿です。到達すべき目標ではなく、個別に取り出して指導されるもので もないこと、個人差が大きいことに留意する必要があります。

教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人ひとりの発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められます。また、これらの姿は、5歳児に突然見られるようになるものではなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことが大切です。

さらに、小学校の教師と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共通認識し、子 どもの姿を共有するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが大切です。



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化

5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである



幼保連携型認定こども園・幼稚園・保育所の職員と小学校の教員が持つ5歳児修 了時の姿が共有化されることにより、小学校教育との接続の一層の強化が図られる ことを期待。

「幼児期の終わりまで育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや, 個別に取り出されて指導するものではないことに留意が必要。

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 中央説明会資料)より

<u>小学校教育との接続について</u> 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1) 健康な心と体

【幼保連携型認定こども園における生活、幼稚園生活、保育所の生活】の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で 行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動 するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、 工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の 気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自 分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、【幼保連携型認定こども園内外、幼稚園内外、保育所内外】の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形, 標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で,数量や図形,標識や文字などに親しむ体験を重ねたり,標識や文字の役割に気付いたりし,自らの必要感に基づきこれらを活用し,興味や関心,感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

【保育教諭等、先生、保育士等】や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、 豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注 意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

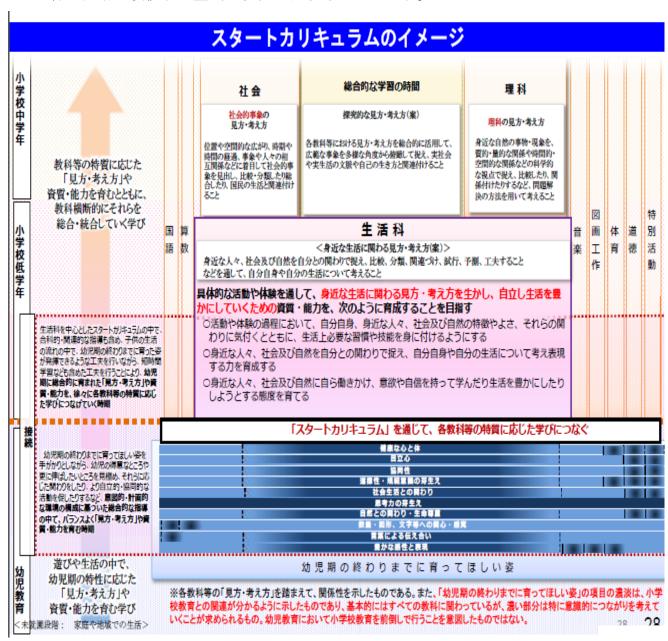
心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

【 】は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の文言を並記。

(3) 小学校教育との接続について

今回の学習指導要領等の改訂においては、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の重要性について、幼稚園教育要領等と小学校学習指導要領の双方に記載されました。特に、小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実については、総則、各教科等の両方に記されています。

遊びや生活を通して総合的に学んでいく幼児期の教育課程と、各教科等の学習内容を系統的に学ぶ等の児童期の教育課程は内容や進め方が大きく異なります。そこで、入学当初は、幼児期の生活に近い活動と児童期の学び方を織り交ぜながら、幼児期の豊かな学びや育ちを踏まえて、児童が主体的に自己を発揮できるようにする場面を意図的につくることが求められます。スタートカリキュラムは、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続する重要な役割を担うものなのです。

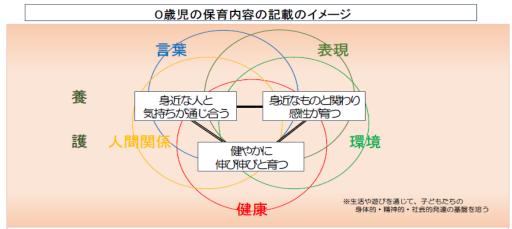


(幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 中央説明会資料) より

(4) 乳児・3歳未満児保育の記載の充実

今回の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂並びに「保育所保育指針」の改定では、0・1・2歳児の保育の内容とねらいについての記載が充実されました。特に、乳児期の保育について、「乳児期の園児の保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。」と記述されました。また、乳児期は現行の5領域の保育内容に関する発達が未分化であり、生活や遊びが充実することを通して身体的・精神的・社会的発達の基盤を培うという考え方を踏まえ、「ねらい及び内容」等は3つの視点でまとめられています。

乳児・3歳未満児保育の記載の充実



- ○乳児保育については、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培うという基本的な考え方を踏まえ、乳児を主体に、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、保育の内容等を記載。保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実。
- ○「身近な人と気持ちが通じ合う」という視点からは、主に現行指針の「言葉」「人間関係」の領域で示している保育内容と の連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児からの働きかけを周囲の大人が受容し、応答 的に関与する環境の重要性を踏まえ記載。
- ○「身近なものと関わり感性が育つ」という視点からは、主に現行指針の「表現」「環境」の領域で示している保育内容との 連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児が好奇心を持つような環境構成を意識して記載。

乳児・3歳未満児保育の記載の充実

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第2章 第2) (保育所保育指針 第2章 2)

1・2歳児の保育の内容

○ 5領域に関する学びが、大きく重なり合いながら、生活や遊びの中で育まれていくということを踏まえた保育内容として新たに記載。

ア健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

- イ 人間関係
 - 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
- ウ 環境

周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

工 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

才 耒瑁

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力 を養い、創造性を豊かにする。

(幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針 中央説明会資料)より

(5) 幼保連携型認定こども園において特に配慮すべき事項について

3歳児から入園してくる子どもや他園から移行してくる子どもについて、3歳まで の育ちの理解や発達の連続性を考慮した家庭や他の保育施設等との連携や引継ぎ、環 境の工夫等が必要となります。在園時間や日数が異なる多様な子どもがいることへの 配慮、2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮等、しなければならない事項があ ります。

則 総 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項について 第1章 満3歳以上の園児の入園時や移行時等の配慮

第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

当該幼保連携型認定こども園に入園した年齢により集団生活の経験年数が異 なる園児がいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教 育及び保育を園児の発達や学びの連続性を考慮して展開していくこと。特に 満3歳以上については入園する園児が多いことや同一学年の園児で編制され <u>る学級の中で生活することなどを踏まえ、家庭や他の保育施設等との連携や</u> 引継ぎを円滑に行うとともに、環境の工夫をすること。

※下線部:主な改訂箇所

- 2歳児から移行する園児が安定して過ごせるような配慮をすること。
 - 2歳児後半からの3歳児以上の園児との交流の機会の設定や受け入れる場や人の連続
 - 保育教諭等の連携
- 新入園児や他園から転園してくる園児に対する配慮をすること
 - 3歳児から入園する園児の、3歳児までの育ちの理解や受け止め等、発達の連続性を大事にした配慮 や、園生活のリズムや園での生活習慣に慣れるまでの個人差への考慮
 - 他園等から転園してくる園児にとっての発達や学びの連続性を図ることや、そのための記録の活用
- 学級として集団生活を始めるための配慮をすること。 ・ 集団生活の経験年数が違う園児が一緒に過ごする歳児の学級における、園児と担任の保育教諭等が信 頼関係を築くとともに、2歳児から移行する園児と3歳児から入ってくる園児同士のつながりを作って いくこと
 - 4月当初、2歳児から移行する園児と3歳児で新たに入園する園児がそれぞれ安心して過ごす時間や 空間の確保

頁[総 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項について 在園時間や時間等が異なる多様な園児がいることへの配慮

幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項 第3

○歳から小学校就学前までの様々な年齢の園児の発達の特性を踏まえ、満 3歳未満の園児については特に健康、安全や発達の確保を十分に図るととも に、満3歳未満の園児については特に健康、安全や発達の確保を十分に図る とともに、満3歳以上の園児については同一学年の園児で編制される学級に よる集団活動の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達や学 びを促す経験が得られるよう工夫をすること。

特に満3歳以上の園児同士が共に育ち、 <u>学び合いながら、豊かな体験を積</u> み重ねることができるよう工夫をすること

※下線部:主な改訂箇所

- 園児一人一人の<u>一日の生活の自然な流れをつくる</u>とともに、そのだめの活動や環境構成等の工 夫をすること。また、 在園時間等が異なる多様な園児が1つの学級を形成することで、

 活動が <u>豊かになるような工夫</u>をすること。
- 園児自らが「面白そう」「やってみたい」と思える遊びに取り組むなど、<u>園生活の主体として</u> 実感をもてるよう、保育教諭等が意図的、計画的に豊かな環境を構成すること。
- -日の活動内容や時間等の選択肢を増やすなど、個々の実態に即した生活ができるようにする などの配慮をすること。

(6)全体的な計画の作成について

各幼稚園においては、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な 教育課程の編成が求められています。

また、どの幼児教育・保育施設においても、一体的な園運営のための全体的な計画を作成する必要があります。全体的な計画とは、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり、各園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育(幼稚園においては教育時間外の教育活動)を進めていくかを明らかにするものです。全体的な計画には、保健に関する計画、食育に関する計画、安全に関する計画等も含まれます。相互につながりがあるように作成します。全体的な計画の下、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行うために、指導計画を作成して保育を進めます。

各園においては、幼児期の教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各園の 教育目標や基本方針を明確にすると共に、基本的な方針が家庭や地域とも共有される よう努めていくことが必要です。

また、作成した計画は、園長の方針の下に、全職員が分担し連携して、実施し評価 し改善するという組織的かつ計画的に教育及び保育活動の質の向上を図るカリキュラ ム・マネジメントを実施することが求められます。

第1章総則 第3

教育課程の役割

第1章 総則 第3 教育課程の役割と編成等

1 教育課程の役割

※下線部:主な改訂箇所

各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに 従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成する ものとする。

また、各幼稚園においては、6に示す全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

教育課程全体の方向性:各学校において、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を 踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、 それを実施・評価し改善していく「カリキュラム・マネジメント」が必要。

幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントの重要性:

- ①教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育を基本としていること、②家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと、③預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、多くの幼稚園等で実施されていること。
 - → 幼稚園等におけるカリキュラム・マネジメントは極めて重要

幼稚園教育要領におけるカリキュラム・マネジメント:

o 園長は、全体的な計画にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を 編成すること、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通し て、各幼稚園の教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図 るカリキュラム・マネジメントを実施することが求められる。

第1章 総 則 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の役割

- 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
 - 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等
- (1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の役割

各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法(平成18年法律第120号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成するものとする。

教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画とは、教育と保育を一体的に捉え、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり、幼保連携型認定こども園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものであり、子育ての支援と有機的に連携し、園児の園生活全体を捉え、作成する計画である。 (略)

※下線部:主な改訂箇所

- 質の高い教育及び保育の活動を目指して教育と保育を一体的に捉え、園の基本構想となり、園内はもとより地域・社会に伝播する役割をもつこと。
- 教育及び保育の内容と子育ての支援等の内容の有機的関連を図りつつ、各幼保連携型認定こども園の全体像を包括的に示す全体的な計画を作成し、その目的や目標の達成に努めること。
- ※「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」、一部「全体的な計画」という。

第1章 総 則 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成

- 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
 - 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等
- (1) (略

各幼保連携型認定こども園においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成すること、その実施状況を評価して改善を図っていくこと、また実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき組織的かつ計画的に各幼保連携型認定こども園の教育及び保育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

※下線部:主な改訂箇所

幼保連携型認定こども園等におけるカリキュラム・マネジメントの重要性:

- ①教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育及び保育を基本としていること
- ②家庭との関係において緊密度が他校種と比べて高いこと
- ③預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動が、実施されていること
- → 幼保連携型認定こども園等におけるカリキュラム・マネジメントは極めて重要

幼保連携型認定こども園教育・保育要領におけるカリキュラム・マネジメント:

園長は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画(全体的な計画)を作成すること、全体的な計画の実施に必要な人的または物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通して、各幼保連携型認定こども園の全体的な計画に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的かつ計画的に教育及び保育の活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを実施することが求められる。

(7) 幼児理解に基づいた評価の実施について

評価は、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を深め、幼児一人ひとりの良さや可能性などを把握し、指導の改善にいかすようにします。他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではありません。

見通しをもって活動の流れをつくることは言うまでもありませんが、活動の流れの中でどのような学びがあったのかを多角的におさえ、次の計画に反映させることが大切です。

つまり、各領域のねらい、また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた視点で保育を振り返り、PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルを循環させ、指導の改善へと発展させていくことが重要です。

右ページの図表のように、活動の中にどのような学びがあるか、あらかじめイメージをもって保育にあたることも有用です。右ページの図表で示した活動の中では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の10の姿が記されています。このように、一つの活動の中に複数の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が見られることは多くありますが、必ずしも10の姿全でが見られるわけではありません。入園から修了までの全体を見通したバランスのよい教育課程を編成し、園での活動全体を通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が育まれるように取り組むことが必要です。

幼児の発達の状況を小学校の教員、また、家庭と共有することができるよう、情報の共有化の工夫がこれまで以上に求められています。日々の記録、ドキュメンテーション(写真と文で保育の活動を記録し、幼児・保育者・保護者などで共有する)、ポートフォリオ(保育の活動の記録や写真、作品の写真などをファイルでまとめ、評価の参考にする)などにより、幼児の評価の参考となる情報を日ごろから蓄積するとよいでしょう。簡便で、改善につながりやすい手法を用い、日々の保育で活用していくことが重要です。

- ・幼児は何に興味・関心をもち、何に心を動かされていたか。
- ・この活動で幼児は何をどのように学んだか。
- 一人ひとりの幼児は主体的に取り組んでいたか。
 - ・幼児の興味・関心をいかした活動計画になっていたか。
 - ねらいに応じた活動ができたか。
 - 次の計画に変更の必要はないか。
 - ・幼児の思いや願いに沿った適切な支援ができたか。
 - 自分の言動はふさわしいものであったか。
 - ・合理的配慮は十分であったか。